



里親制度



里親制度のご案内

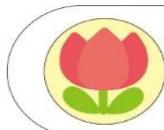


里親とは、病気や家庭の事情などさまざまな理由で、家庭で生活できない子どもたちを、一時的または継続的に、子どもを預かり、育てる人のことです。

子どもが健やかに育つためには、一人一人に合った、温かい環境の中で過ごすことが大切です。

近年、児童虐待などの理由で保護が必要な子どもの数が増えています。

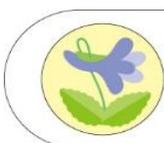
多くの方に里親になっていただくとともに、里親制度にご理解いただけるよう、ご協力をお願いいたします。



里親の種類



養育里親	保護者がいない児童や保護者に監護させることが不適切と認められる児童（要保護児童）を養育する里親
専門里親	要保護児童のうち、養育に関し特に支援が必要な児童
養子縁組里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
親族里親	両親等の死亡、行方不明、拘禁等の理由で保護の必要がある児童の扶養義務者の親族が該当児童を養育する里親



里親になるための要件



里親になるために、特別な資格は必要ありません。ただし、次の要件を満たしていなければなりません。

里親の要件

1. 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに要保護児童に対する豊かな愛情を有していること
2. 経時的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く）
3. 本人又はその同居人が、所定の欠格事由に該当しないこと
4. 県が行う所定の研修を修了したこと

里親制度を知っていますか？（埼玉県 HP）

里親制度ってなんだろう？（川越児童相談所 HP）

里親制度のごあんない（埼玉県 HP）

お問合せ先

吉見町こども家庭センター

〒355-0119

吉見町中新井 497

電話番号：0493-81-5709

ファックス番号：0493-81-5719

